

(案)

北上川中流国有林の地域別の森林計画書
(第二次変更計画)
(北上川中流森林計画区)

計画期間	自	令和 5 年 4 月 1 日
	至	令和 15 年 3 月 31 日

(第一次変更	令和 5 年 12 月)
(第二次変更	令和 7 年 12 月)

東北森林管理局

【変更理由】

次の理由から森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 7 条の 2 第 3 項により準用する法第 5 条第 5 項に基づき変更するものである。

- 1 豪雨による土砂流出等の対策として、治山工事箇所を追加する。

なお、本変更計画は、令和 8 年 4 月 1 日に効力を生じる。

【変更項目及び頁】

Ⅱ 計画事項

第 5 計画量等

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

（3）実施すべき治山事業の数量・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

Ⅱ 計画事項

第5 計画量等

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業施工地区数		主な工種	備 考
市町村	区 域		前半5カ年の計画		
花巻市	105, 502, 505, 509, 510, 513, 514, 515, 516, 517, 522, 524, 532, 533, 539, 540, 550, 551, 565, 566, 569, 570, 571, 572, 573, 587, 598, 600, 616, 712, 758, 760, 762, 764, 766, 768, 771, 1477	38	26	溪間工 山腹工 本数調整伐	
北上市	1411, 1418, 1420, 1602, 1604, 1605, 1606, 1612, 1615, 1616, 1617, 1621, 1625, 1628, 1629, 1631, 1637, 1638, 1648, 1649	20	13	溪間工 山腹工 本数調整伐	
遠野市	5, 6, 7, 15, 17, 20, 21, 22, 30, 31, 43, 55, 56, 69, 70, 72, 88, 92, 99, 103, 118, 201, 202, 234, 245, 397, 399, 430, 441, 751, 752, 809, 811, 812, 821, 824, 825, 827, 833, 838	40	28	溪間工 本数調整伐	
一関市	201, 204, 205, 206, 218, 223, 226, 230, 231, 232, 234, 238, 240, 241, 242, 243, 245, 250, 253, 268	20	15	溪間工 山腹工 本数調整伐	
奥州市	8, 9, 10, 16, 24, 58, 64, 65, 66, 67, 74, 75, 78, 79, 86, 119, 121, 122, 123, 124, 125, 126	22	17	溪間工 山腹工 本数調整伐	
西和賀町	1008, 1021, 1027, 1044, 1114, 1125, 1134, 1138, 1144, 1166, 1170, 1174, 1187, 1190, 1200, 1201, 1202, 1208, 1212, 1215, 1327	21	14	溪間工 山腹工 本数調整伐	

単位 地区

森林の所在		治山事業施工地区数		主な工種	備 考
市町村	区 域		前半 5 ヶ年の計画		
金ヶ崎町	161, 162, 167, 1601, 1602, 1603, 1649	7	7	溪間工 山腹工 本数調整伐	
平泉町	257, 258	2	2	本数調整伐	
合計		170	122		